

大阪市条例第45号

大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成30年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(施策の推進) 第7条 本市は、歯と口腔 ^{くわう} の健康づくりを推進するための施策として、次に掲げる施策を推進するものとする。 [(1)～(5) 略] (6) 保険者（ <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u> （昭和23年法律第129号）第1条に規定する保険者をいう。）に対する被保険者等が定期的な歯科検診の受診等を行うことができるようにするための必要な施策 [(7) 略]	(施策の推進) 第7条 [同左] [(1)～(5) 同左] (6) 保険者（ <u>社会保険診療報酬支払基金法</u> （昭和23年法律第129号）第1条に規定する保険者をいう。）に対する被保険者等が定期的な歯科検診の受診等を行うことができるようにするための必要な施策 [(7) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（令和8年9月30日揭示済）